



**障がい福祉課に
手話通訳者を
配置しています**

火曜日 午前9時～正午
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※上記以外の曜日のご利用につき
ましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課
☎485・5980 FAX444・1074

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て応援！
ファミリー・サポート・センター依
頼会員を募集します！

子育てのお手伝い(お子さんの送
迎・一時預かり)をしてほしい方、地
域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会

日時 ①4月20日(土)
②4月24日(水)

午前10時～11時30分

場所 ①大治町総合福祉センター

②甚目寺公民館

対象 生後4か月から小学校6年
生までのお子さんがいるあま市、
または大治町内在住、または在勤
の方

※妊婦さん、または生後4か月未満
のお子さんをお持ちの方も仮登
録可能。事務局へお問い合わせく
ださい。

※登録説明会への参加が必要です。
都合がつかない場合は事務局へ
お電話ください。

定員 12人

申込 説明会の3日前までに電話、
またはメールでお申し込みくだ
さい。

※説明会の無料託児有り。(4か月
から未就学児まで、要予約、定員
有り)託児ご希望の方は開催日8
日前までに申し込みが必要です。

メール申込 件名「説明会申込み」、
本文に「氏名・電話番号・参加日・
託児の有無(有は名前・よみがな・
生年月日)」を記入しamanaru
tamisapo@clovernet.ne.jpま
で送信してください。

問合先 あまつ子はるつ子ふあみ
さぼセンター事務局(七宝公民館
1階)

※日・月曜・祝日休み

令和6年4月分から児童扶養手当
額が変更となりました

全部支給(月額)

児童一人の場合
44,140円→45,500円

二子加算
10,420円→10,750円

三子以降加算
6,250円→6,450円

一部支給(月額)

児童一人の場合
44,130円→10,410円

↓45,490円→10,740円

二子加算
10,410円→5,210円

↓10,740円→5,380円

三子以降加算
6,240円→3,130円

↓6,440円→3,230円

問合先 子ども福祉課

☎444・3173
FAX443・3555

メール

募集

保育園会計年度任用職員(保育士)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時
(うち7時間以内勤務、休憩1時
間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格
の写し

※後日依頼のときに健康診断書

保育園会計年度任用職員(看護師)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分
(うち7時間以内勤務、休憩1時
間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格
の写し

※後日依頼の時に健康診断書

提出先 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

税



固定資産の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法第416条の規定により、令和6年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間 4月1日(月)から5月31日

(金までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く))

縦覧できる方 市内に土地、家屋を

所有する方で固定資産税の納税者(土地、家屋の所有者であつても、固定資産税が課税されていない方は、縦覧ができません)

必要なもの 本人確認書類、委任状

(本人・同一世帯以外の方や法人の場合)

※本人確認書類とは、氏名・生年月日・住所が記載されたもので、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証などです。

縦覧場所 税務課

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

福祉



手当支給日のご案内

4月は、特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。各手当の振込み予定日は、次のとおりですので、ご確認ください。

4月11日(木)

・特別児童扶養手当

4月25日(木)

・愛知県在宅重度障害者手当

問合先 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

令和6年度家族介護用品購入助成券交付事業について

在宅で要介護4、または要介護5の認定を受けている方の同一世帯の家族(市民税非課税世帯)に対して、介護用品(紙おむつ・尿とりパッド・使い捨て手袋・ウエットティッシュ・清拭剤・ドライシャンプー)の購入助成券を交付します。詳しくは、

お問い合わせください。

申込 4月1日(月)から(閉庁日を除く)

問合先 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・2571

保険・年金



障害基礎年金制度のお知らせ

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師、または歯科医師の診療を受けた日(初診日)に「国民年金」に加入していた場合に請求できます。

なお、20歳前や60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も請求できます。

ただし、障害基礎年金の請求には、年金の納付状況等の条件が設けられている場合があります。障がいの程度によっては、請求しても受給できない場合があります。

請求の条件・方法等は請求される方によって異なるため、詳細についてはお問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

FAX 443・3555

☎444・3168

保険医療課

産前産後期間の国民年金保険料の免除制度のお知らせ

国民年金第1号被保険者の方は、届出を行うことで、産前産後期間の国民年金保険料が免除(この期間は納付したものとみなされます)となります。

免除期間は、出産予定日、または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)です。

なお、「出産とは妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。

●対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

●届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

●必要なもの

① 出産をされた(予定を含む)方の基礎年金番号の分かるもの

② 母子健康手帳

※ただし、被保険者と子が別世帯の場合等は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

詳細についてはお問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

☎444・3168

FAX 443・3555

国民年金保険料の学生納付特例申請手続きのお知らせ

国民年金の第1号被保険者である学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

納付特例承認期間は年金額には反映されませんが、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求する場合は、資格期間の対象となります(10年以内に追納すると年金額に反映されません)。

令和5年度に申請された方で、今

後も在学予定期間がある方には、日本年金機構から申請書(はがき形式)が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、必要事項を記入し、投函してください。

●対象者

前年の所得が128万円以下(扶養親族がない場合)である20歳以上の学生

●必要なもの

- ① 基礎年金番号の分かるもの
- ② 学生証(有効期限が令和7年3月末日であるもの)、または在学証明書(発行日が令和6年4月1日以降のもの)

※学生証(表・裏)はコピー可
詳細についてはお問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

☎444・3168

FAX 443・3555

寄附

寄附のお礼

吉原 八千代様

障がい福祉のために

現金2万円

山田 鈿治様

七宝小学校のために
現金2万円

ご厚意ありがとうございました。

問合先 財政課

☎444・1714

FAX 444・0982

環境・衛生



4月29日(月・祝)は、あま市530(ゴミゼロ)運動の日です

「ゴミは捨てることよりも捨てない習慣を身に付ける」、「自分達の出したゴミは、自分達で持ち帰る」をスローガンとして、「ノーモアポイ捨て」の清潔で美しい街の実現を目指した運動です。これにあわせ、市内在住、在勤の皆様方もまた、各自の530(ゴミゼロ)運動を展開してください。

主催 あま市530(ゴミゼロ)運動推進連絡会

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856

まちをきれいに

市内各地域に設置のごみ集積所は、収集日時を守らずにごみを出したり、ごみの出し方が粗雑になっていたりすると、動物(カラス等)に荒らされ、集積所が汚損する原因となってしまう、まちの景観を損ねるのみならず、交通の妨げにまでなってしまうこともあります。

市民の皆様の少しの心づかいで、自分たちの暮らす街並みをきれいに保ちませんか？

特にカラス対策のためには、各自でできることもいくつかあります。例えば、食材のムダをなくし、生ごみを減らすこと、また生ごみなどのエサになりそうなものを新聞紙などでおい隠すことがより効果的です。

現在、複数のご家庭が共同でごみを出す集積所に限り、市からカラス等除けネットを無償で貸し出しています。ご希望の場合は、環境衛生課の窓口までご来庁ください。ただし、集合住宅用には貸出し不可のため、管理会社等へおたずねください。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 445・3856